

## 平成28年清瀬市議会第4回定例会

### 報 告

報告番号	件 名	概 要	議決日 結 果						
報 告 第 8 号	委任専決事項の報告について	<p>清瀬市竹丘二丁目30番4号において、市職員の運転する庁用車が方向転換をした際に、相手方カーポートの屋根部分に衝突させ、同部分を破損させてしまいました。</p> <p>このカーポートの破損に対する損害を賠償して和解するため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき和解及び損害賠償金の額の決定を専決処分したので、同法同条第2項の規定に基づき議会に報告するものです。</p> <p style="text-align: center;">主な内容</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">1 専決処分番号</td> <td style="text-align: right;">平成28年第7号</td> </tr> <tr> <td>2 専決処分日</td> <td style="text-align: right;">平成28年10月24日</td> </tr> <tr> <td>3 専決処分した和解金の額</td> <td style="text-align: right;">247,320円</td> </tr> </table>	1 専決処分番号	平成28年第7号	2 専決処分日	平成28年10月24日	3 専決処分した和解金の額	247,320円	12月16日 了 承
1 専決処分番号	平成28年第7号								
2 専決処分日	平成28年10月24日								
3 専決処分した和解金の額	247,320円								